

令和 3 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第3日）

9月9日（木曜日） 午前10時00分 開 議
午後 0時15分 散 会

○議事日程（第3号）

日程第 1	会議録署名議員の指名	7番	木村 恵 君
日程第 2	諸般の報告	8番	五十嵐 美知 君
日程第 3	一般質問	9番	御家瀬 遵 君
	6. 北 市 勲 議員	10番	竹村 恵一 君
	7. 木 村 恵 議員		

○欠席議員 0名

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

○説 明 員

市 長 畠 山 涉 君
教育委員会教育長 高 橋 雅 明 君
監 査 委 員 目 黒 雅 晴 君
選挙管理委員会委員長 壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長 中 村 英 昭 君

順序	議席番号	氏 名	件 名
6	5	北 市 勲	1. 市長の政治姿勢について
7	7	木村 恵	1. 新型コロナウイルス感染症について 2. 介護・福祉について 3. 市民の健康について 4. 機構改革について 5. 学校における働き方改革について

副 市 長 永 川 郁 郎 君
総 務 課 長 若 狹 正 君
企 画 課 長 林 伸 樹 君
財 政 課 長 丸 山 貴 志 君
税 務 課 長 坂 本 和 彦 君
市民生活課長 井 波 雅 彦 君
社会福祉課長 蒲 原 英 二 君
介護健康推進課長 千 葉 睦 君
商工労政観光課長 磯 貝 直 輝 君
農 政 課 長 柳 町 隆 之 君
建 設 課 長 林 賢 治 君
上下水道課長 亀 谷 貞 行 君
会 計 管 理 者 斎 藤 政 弘 君
あかびら市立病院事務 井 上 英 智 君

○出席議員 10名

1番 若 山 武 信 君
2番 東 成 一 君
3番 鈴 木 明 広 君
4番 安 藤 繁 君
5番 北 市 勲 君
6番 伊 藤 新 一 君

教 育 学 校 教 育 委 員 会 尾 堂 裕 之 君
課 長

〃 社会教育課長 梶 哲也 君

監査事務局長 中西智彦 君

選挙管理委員会事務局長 若狭 正 君

農業委員会事務局長 柳町隆之 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 石井明伸 君

〃 総務議事担当主幹 笹木芳恵 君

〃 総務議事係長 伊藤千穂子 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(竹村恵一君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(竹村恵一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番鈴木議員、8番五十嵐議員を指名いたします。

○議長(竹村恵一君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長(石井明伸君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(竹村恵一君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、市長の政治姿勢について、議席番号5番、北市議員。

○5番(北市勲君) [登壇] おはようございます。議席番号5番、新政クラブ、北市勲でございます。通告に従いまして質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

昨年来のコロナウイルスの感染が拡大し、8月27日より3度目の緊急事態宣言が発令され、我々の日常生活に様々な制限が課せられました。今回の緊急事態宣言の発令は、感染力の強いデルタ株による第5波を抑え込めるかの正念場になると言われておりますが、お互いに感染しないように気をつけたいものと思っております。不幸にも感染された方々にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復を願っております。

さて、畠山市長が就任以来、赤平市が直面している人口減少問題、少子高齢化問題、まちづくり問題など、市民生活に直結する問題解決に日々努力をされておりますが、今日に至るまでの行政運営を中心にお尋ねをし、市長の政治姿勢を理解してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、質問に入ります。件名1、市長の政治姿勢について、項目1、市民との信頼の維持についてお尋ねいたします。畠山市長は、市政執行方針の中で市政運営に当たってはいかなる政策も政治に対する住民の信頼なくしては実行できないとっておりますが、指導者に対する信頼も同じであると思っております。畠山市長が誕生した選挙では、市長報酬の引下げを公約の一つとして市民に訴え、当選いたしました。その後、公約の実現に赤平市特別職報酬審議会の答申を議会に提案されました。市長の報酬引下げは市長が直接提案できるにもかかわらず、特別職報酬審議会の答申を提案されたことは主体性のない責任転嫁であり、結果として一部市民の間で不信感が生まれ、信頼の低下を招いたと思っております。このことについて市長はどのようにこのことを捉え、そして今日に至るまでの間どのように信頼の維持に努めたか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長(竹村恵一君) 市長。

○市長(畠山渉君) 市民との信頼の維持についてでございますが、今議員からは市長の報酬引下げに関してどのように捉え、どのように市民からの信頼維持に努めたのかというご指摘だったというふうに思います。市長の報酬引下げについては、報酬等の額について審議するため、赤平市特別職報酬等審議会がございまして、これは、赤平市特別職報酬等審議会条例に規定されているものでございまして、第2条で、市長は議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育委員会の教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものと

すると規定されております。私は、市長の報酬削減につきましては条例の規定、そして公約のとおり報酬審議会のご意見を賜り、令和元年11月の第3回臨時会においてご承認をいただいたところであります。

次に、どのように市民からの信頼維持に努めたのかについてでございますが、私は法律的な物の考え方を基本的な心構えとしております。地方自治行政を運営するに当たって常に問題となるのは、地方自治法をはじめとする法令の解釈であります。法令の解釈は、必ずしも具体的事件や事実が発生してから行われるものではなく、平素から学者や実務者によって行われていますが、行政の場においては単なる理論の問題ではなく、実践の問題であります。それは、具体的事件や事実に応用されるべき法を発見する作業でありますことから、その解釈の仕方いかんで行政運営が左右されると言っても過言ではないと思います。

市長の報酬削減のやり方に関する法解釈は、直接市民に影響するものではございませんが、法令は存在することによって権威を保持するものではなく、その具体的適用によるしきを得ることによってその価値が認められるものであると思います。そのためには、法令の枠内で住民の立場に立って物を考える姿勢が大切であると考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたが、市民との信頼というのは形に表すことができませんが、少なくとも信頼を維持する、確保するということは市民との間の約束を誠実に守ることであろうと、このように思っておりますが、ただいま法令の枠内で住民の立場に立って物を考えるという姿勢が大事だとおっしゃっていますが、確かに大事です。法令の枠内で考えるのは大事です。しかし、それ以上に法令の枠内で行動することも大事だと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 法令の枠内で活動することも

大事ではないのかといったご質問だったというふうに思います。そのとおりでございますが、先ほど申し上げましたとおり、法の枠内で物を考える。その枠内でまた住民の立場に立って物を考えるというのが大事であるということを申し上げたつもりでございましたけれども、もし不明な点等ございましたら、またご質問いただければと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 最後の言葉を捉えて質問しましたけれども、その前に私が聞いているのは、報酬の引下げについては実は令和元年の12月、第4回議会で同じ答弁をいただいております。そういう意味では私は理解しておりますが、しかし一般市民の中にはそのことが伝わっていない。市長は約束守っていないのではないかと、こういう声もあることも事実でございます。公約の実現に向けて自ら直接提案をされなかった。特別職報酬審議会に委ねた答申案のみが議会で提案されたと、このことが市民の不信感を募らせたのではないかと、このように思っておりますが、もう少し今の説明を市民に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） もう少し分かりやすくということだったというふうに思ひます。法令の解釈についての中身についてでございますけれども、法令は言葉で言い表された法でございますから、法令の解釈は当然法令の言葉や文章の意味を明らかにすることから始まります。最近の行政関係の法令は、民法や商法と異なり、口語体で日常の言葉でつづられておりますので、言葉の意味を追っていきますとおのずから理解できるようになっております。ただ、しかしながら地方自治法、地方公務員法、地方税法のように地方自治の基本法でさえ短い法文の中に相当込み入った内容が含まれている場合がないわけではなく、読んですぐ分かるというわけにはいかない場合も多いのではないかとこのように思ひます。したがひまして、まずは法令の言葉や文章の意味を正し

く理解することが重要であります。ところが、法令の言葉や文章の意味だけを追っていきますと、極めて非常識な結論に到達せざるを得ないといった場合がないわけではありません。

例えばで恐縮でございますけれども、改正前の公職選挙法第58条によりますと、選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者、または当該警察官でなければ投票所に入ることができないと規定されておりました。この規定を文理解釈だけで、書いてある言葉だけで解釈しますと、これも例えばですけれども、A投票所では乳児を背負い、幼児の手を引いて投票所に来た選挙人に対して、連れてきた子供を投票所の外に設けた託児所に預けてから投票するように求めたというような取扱いをしてしまうこともあると考えられます。この場合、大部分の投票所では、確かに乳児や幼児は選挙人ではないけれども、選挙の公正を害するおそれがあるわけではないという理由で別段の措置は講じなかったと思います。赤平市もそうだと思います。しかし、公職選挙法の施行以来かなりの年月が経過してございますけれども、第一線の現場の意見が分かれる状況になっていたのか、この後、先ほど申し上げました第58条の一部改正が行われまして、その中で、ただし、選挙人の同伴する幼児、その他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについてはこの限りでないというただし書が付け加えられました。

ここで注意が必要なのは、法令の言葉を忠実に追っていった場合にいかにも非常識な結論に到達したときは、ちょっと立ち止まって、その条文がどのような理由で何のために設けられているのかを原点に立ち返って解釈し直さなければならないという点であります。つまり法令の解釈は、単に法令の言葉や文章の意味を明らかにするだけでは足りないと思います。やはりその立法目的にかなうように解釈されてこそ、正しい解釈になるというふうに思います。先ほどの答弁で、実践の問題であるとか、その解釈

の仕方いかんで行政運営が左右されると言っても過言ではないと思いますというふうに申し上げましたけれども、例えて言いますと以上のようなことなのでございます。

そして、市長の報酬の削減の中身についてでございますけれども、私の公約でございますが、市長の報酬を削減します。そして、報酬審議会のご意見を賜るといものが私の公約でございます。そこで、報酬削減についての私の法令、条例の解釈でございますが、以前ご指摘があったというふうに思いますが、そのときのご指摘ですと報酬の額に関する条例を議会に提出する際には報酬審議会の意見を聞くことにはなっているが、聞かなければならないとはなっていないというご指摘だったと思います。確かに条例では聞かなければならないとはなっておりません。これはご指摘のとおりだと思いますけれども、聞くものとするというふうに規定されております。この聞くものとするところの解釈でございますが、法令用語ではこの場合するものとするに分類されると思っております。これは、日常用語には見かけない法令独特の表現というふうに言えるというふうに思うのですけれども、微妙なニュアンスを持つものとして法令上随所に使われてございます。

一番多く見かけるのは、行政機関に対して一定の行為を義務づけるような場合であります。またこれも例えて恐縮なのですが、例えば水質汚濁防止法第4条の2第5項にはこのように規定されております。環境大臣は、総量削減基本方針を定め、または変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとするとあります。これらの場合には、しなければならぬという意味に近いというふうに思いますけれども、そこには若干のゆとりを持たせたものでございまして、断定的に拘束するというよりは、取扱いの原則や方法を宣言するといったニュアンスが込められているというふうに考えられると思います。特に義務を課する相手方が行政機関である場合には、原則を示せばそれに従って行動することが期待されるので、やんわりと、ちょっと表現あれです

けれども、やんわりとするものとするという形で義務づけを表現していると思います。

1点誤解のないように付け加えさせていただきたいというふうに思いますが、以前実施されたと思いますけれども、財政危機などによりベースとなる報酬や給料、これを自主的に削減する場合であっても報酬審議会の意見を聞くことが原則であるということではありませんので、付け加えさせていただきたいと思います。

以上、私の法令、条例の解釈を申し上げましたけれども、私の公約は、繰り返しになりますが、市長の報酬を削減します、これもそうですが、報酬審議会のご意見を賜るといものになっておりますので、この点も併せてご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕大変丁寧な説明ありがとうございます。1点お聞きしますが、ただいま条例の文章だけで解釈すると間違いを起こすことがあるということもあり得るというお話でございました。先ほど来市長の答弁の中に、報酬審議会の2条でもって意見を聞くという具合に書いています。これをそのままいくと、先ほどの市長さんがおっしゃった言葉とちょっと矛盾を生じないかと。この条例を素直に受け取ってやるのであれば、今の話はいいのですが、含みのある中で、1つは市長の報酬の削減については私は3つほどやり方があるだろうと。1つは、今市長さんがおっしゃった条例に沿って審議会の意見を賜った案を出すということ、それからもう一つは、審議会で出された案に対して、そこに提案者の意思を付け加えていく方法、もう一つは、審議会を通さずに、公約を守るために直接議事に提案すると、この3つがあると思う。この3つが、今おっしゃったように文章だけで解釈するとこのことが成り立たなくなる。

そういうこともあって、市民の中には市長さんは一体、公約で報酬を下げるなんて大きなこと言っていたけれども、下げたのかいと、こういう質問も承っております。そういう意味で、私は令和元年の12

月にそういった市長さんのやっていることと市民、受け取る側とギャップがあるから、そのギャップの解消はしてくださいねと、こういうことを最後に申し伝えたと思っているのですが、いかがなものでしょう。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先ほど申し上げましたけれども、例えも申し上げました。その後に報酬削減の法令、条例の解釈についても申し上げたのですが、矛盾するのではないかといたった今のご指摘だったと思います。3つあるということでございましたけれども、報酬審議会の意見を受けてやる方法、それからその意見の案に提案者側の意思を加えてやる方法、それから3つ目が直接そのまま提案をして、要は審議会に諮らないで条例提案をしてやる方法ということだったというふうに思います。

私これは先ほども申し上げましたけれども、私は報酬審議会の意見を聞くということと、削減の率ですとか額ですとかという具体的なことは公約の中では示しておりません。私の中にあるのは、先ほども触れましたけれども、ベースという言葉を使わせていただきましたが、ベースの給料についての削減についてを公約とさせていただいています。ただ、公約の中にどういふところという、法令の解釈も含めてそうなのですが、そこまで詳しくは当然記載はされておりません。ですが、言葉だけでいきますと、私の考えているのはベースの給料についての削減の公約でございませう。もし仮にこれが、任期中のことになりますけれども、もし仮にですけれども、例えば30%削減しますとかというふうになりますと、任期の間だけ30%削減するというふうになるのですけれども、ベースの給料の額があって、そのベースの給料を決めるのが審議会、決めるといいますか、ベースの給料についていいのかどうなのかというのを審議するのが報酬審議会だと思います。そこから、公約で例えば先ほど申し上げましたように30%削減しますというふうにしますと、ベースのところから削減しますという公約になるかと思ひます。その場

合ですと、それは具体的に率も公約にされていますので、そういう場合には直接できるのではないかというふうに思っております。

私の言っている私の公約としているのは、ベースのところの給料を削減するということです。ですので、報酬審議会に諮るといふに公約にもおのせております。何割とかという具体的な削減率も公約にはしておりません。そういう意味になっております。ですので、恐らく北市議員のおっしゃることと論じているところがちょっと違うのですけれども、意味としては私先ほども付け加えましたけれども、ベースのところから下げるといふ部分と私はベースのところの公約にしているといふところの違いがあったというふうに私は解釈しております。

もし今の答弁で不明なところがありましたら、またお願いしたいと思いますが、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまの答弁でベースを基準に削減するということについては、私も理解しているつもりでございます。しかし、公約の中に削減しますということは大きな文字で書いて、報酬審議会にかけますなんて、同じ文字体で書かれたのかも分かりませんが、多くの市民は市長さん今度なったら下げるのだと、そういう感覚持っています。ですから、私はそこに報酬を下げた市長さんの意思と受け取った市民との間にギャップがありますよと、このことがきちっと説明されれば市民の信頼を損なうことはない、ということ、なかなか私の考えと市長さんは若干違うところありますけれども、今後市民との信頼の維持に努めて、誠意を持って市民に寄り添った行政運営をしていただければと思っています。これでこの質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に進みます。項目2、第6次赤平市総合計画の遂行についてお尋ねいたします。第6次赤平市総合計画が作成されて以来3年目を迎えております。この間、議会において計画の具体性が見えないので、

計画の進捗状況や目標達成度の検証のためにも具体的な実施計画書やタイムスケジュールをつくるべきと要請をいたしました。この要請に対し、5年間の実施計画を策定し、個別の事業、年次計画を策定し、提出するとの答弁をいただいておりますが、いまだに議会に提出されておられません。なぜこのように遅れているのか、この説明をお願いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 第6次赤平市総合計画における実施計画、タイムスケジュールが出されていないけれども、なぜなのかということについてでございますが、第6次赤平市総合計画につきましては、赤平市が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示し、全ての分野を対象とした総合的な指針となるよう、市の最上位計画としての役割を担っております。また、併せて第6次赤平市総合計画における人口減少対策に特化した重点プロジェクトとして位置づけた令和2年度から5年間の第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略も策定したところであります。これまでの議会におきましても実施計画について質問を受け、策定する旨答弁をさせていただきましたが、まだ策定には至っておりません。

タイムスケジュールもお示ししていない中ではございますが、総合戦略につきましては5年間の計画として目標値を定め、各施策に取り組んでいるところでもあります。また、その他の施策につきましても上位計画である第6次赤平市総合計画に沿ったそれぞれの計画の中で実施しているところでもあります。昨年は、個別施設計画の策定と公共施設等総合管理計画の見直し、今年度は過疎計画の策定と計画の策定が続いており、第6次赤平市総合計画を上位計画として策定しておりますが、それらとの整合性もあつたことから、なかなか実施計画の策定までいかなかったというのが実情でございます。

いずれにいたしましても、早急に策定し、お示しさせていただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまの答弁では実施計画の策定に至っていないと、いわゆるつくられていないということだと思います。こういう問題は、計画書あるいはその中身は議会で審議をするわけですけれども、議会というものは理事者が出される案件、あるいはいろんなものを議員と真摯に議論をしてよりよい社会を構築する大事な場であると、私はそのように思っておりますが、このような場合に議論すべき資料の提出がなければ、一番不利益を被るのは市民です。そのことを常に念頭に置いて仕事をしなければならないと、このように思っておりますが、提出が遅れるようであれば、ぜひその旨を報告いただいて、そしてそのことを議会に理解を求めていただければよろしいかと思ひますし、二度とこのようなことがないようにお願いをいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に参ります。項目3、赤平市の産業等の支援についてお尋ねいたします。昨年来、市内の大型店Aコープ赤平店の閉店に続き、今年のかばん製造業の廃業など、閉店や廃業で赤平市の経済状況は衰退の傾向が続いております。Aコープの赤平店の閉店に伴っては、買物ができない市民が増えて、地域住民に大きな不便が生じておりましたが、市の協力によりまして何とか移動販売の車が来てくれるようになりました。大変住民も喜んでおります。このように、赤平市内の各地区にあった店舗がなくなり、特に食料品を主とする店舗がなくなり、移動販売の恩恵を受けている市民が多くいると聞いております。移動販売に頼らなければならない生鮮食料品等の購入のできない市民のためにも、今ある商店に対して存続をしてもらうための支援が必要だと思いますが、これまでどのような支援をしてきたのかお聞かせいただきたい。

加えて、かばん製造業の廃業は、赤平市が目指しているものづくりのまちを進めている代表的なかばん製造業であります。廃業はまちづくりに大きな影響が出ないか危惧しておりますが、特に雇用の場の

消滅、あるいは社員の再就職の問題、さらに跡地の活用問題など、人口減少を加速しているのではないだろうか、こんなことも心配をしておりますが、このような状況に対して行政としてどのような支援をされてきたのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 産業等の支援についてでございますが、Aコープ赤平店の閉店につきましては、車内で店舗の老朽化、売上げ減少、国の働き方改革への対応等を踏まえて協議された結果、非常に残念ではありますが、令和元年1月末での閉店となったところでございます。赤平市内には約100軒の小売店があり、どのお店も高齢化や後継者不足、商圏の人口減少など影響が出ていると思ひます。また、インターネット販売や通信販売など販売形態の多様化に対抗するため、昔ながらの御用聞きや電話注文などによる配達など、住民の意向に沿って現在でも実施し、苦勞されているお店もあるのではないかと思ひます。加えて、コロナ禍による緊急事態宣言などによる外出や移動を控える要請など、商業の経営環境は厳しい状況でございますが、商店街のにぎわい創出を目指し、継続可能な店舗に対する取組への支援や助成を検討してまいります。

かばん製造業につきましても、4月に企業を訪問し、実情をお聞きしながら、事業の継続や支援などもお話しいたしました。これまでの経営状況やコロナ禍の影響も考慮されての判断かと推察されますが、8月末で廃業のお知らせをいただきました。従業員の方々の離職後の相談につきましても、市内や管内の求人の情報など、また健康保険の手続等につきましても市民生活課と連携を図り、対応してまいりました。

コロナ禍の終息も見えず、いまだ経済状況は非常に厳しい状況が続いておりますが、赤平市といたしましても事業の継続支援や雇用の確保、消費喚起策など、適切な時期を見定め、今後に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまAコープの問題、あるいはかばん製造業の廃業問題、ご答弁いただきましたが、赤平市におけるこの経済状況の中で人口減少や少子高齢化、後継者不足など、大変厳しい経営環境にあると、このように認識をしているところでございますが、アンケートにもありましたように、商業振興が市民が望む政策でありますから、今ある企業や商店が廃業や閉店しないような支援や助成をぜひ検討していただくよう要望いたします。これでこの質問を終わります。

次に参ります。項目4、地域公共交通の進捗状況についてお尋ねをいたします。本年5月に第1回地域公共交通活性化協議会に、書面開催にて報告事項として平成2年度の事業報告、現況実態調査報告、役員の交代の3件の報告と協議事項として令和3年度の予算案、事業計画案、役員の選任の3件を承認したとの報告がございました。具体的な運行計画や予算等の報告は議会に示されておきませんが、運行計画、運行形態、運行方法などをどのようにするのか、また予算を決定しなければ年内の実証運行が難しいのではないかとこのように思っておりますが、今後のタイムスケジュールや予算等の説明をしていただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 地域公共交通の進捗状況についてでございますが、まず初めに各アンケート調査の実施状況につきましてご説明させていただきます。高校生アンケートにつきましては、4月下旬に高校生等交通費助成申請書の発送に併せてアンケート調査票を同封し、対象者150名に発送を行いました。また、バス停までの距離が300メートル以上離れている交通空白地域にお住まいの方のアンケートにつきましては、8月6日に対象者1,070世帯にエリアタウンメールにて発送を行い、併せて交通空白地域ではないものの介護認定の要支援者の方205人を対象に郵送にて発送したところであります。

交通空白地域並びに要支援者へのアンケート調査の時期ということでございますけれども、今年度の

活性化協議会の事業は国の補助金を活用するため、協議会にて全て予算執行をしなければならず、交付決定前の着手は認められない規定となっております。5月27日に交付決定となったところであります。その後委託の発注を経てからのアンケートの実施となったために、8月でのアンケート発送となつてしまい、現在集計作業を行っておりますことをご理解いただければと思います。

今年度の実証運行を含めた赤平市地域公共交通計画の策定の経費につきましては、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金の計画策定事業として交付決定を受けております。全体事業費781万円のうち2分の1が国庫補助の基準であります。地域公共交通計画が努力目標となり、各自治体の計画策定要望が殺到し、231万3,000円が補助の決定金額となっております。また、事業の執行につきましては、赤平市地域公共交通活性化協議会が実施することが条件となっているため、全額赤平市から協議会に補助金として支出しているところであります。

次に、実証運行についてでございますが、既存の公共交通を守り、それを補完し、買物や通院など、交通弱者を救うという観点から、まずは乗り合いタクシーにて実証運行を進めてまいりたいと思いません。実証運行の経費につきましては、利用者から運賃負担をしていただき、実際のハイヤー運賃の差額分を協議会が負担することとなりますが、最終的にはアンケートの結果、分科会、協議会での議論を経て国に実証運行の申請を提出し、許可をいただくこととなり、年内に実施をしてみたいと思いません。

実証運行につきましては1か月程度行う予定でございますが、実証運行の結果どの程度の利用者があるのかなどを検証し、最終的にどのようなモビリティ、どのような運行形態が適切なのかという判断をしてみたいと思いません。いずれにいたしましても、詳細が決まりましたら議会にもきちんと説明をさせていただきますと思いません。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまかなり詳

しく説明いただきましたが、もうここまで分かっているのであれば、もう少し早く私どもに、最終的なのはこれから実証運行としてからのことだと思いませんけれども、少なくとも今までの経過が一度たりとも説明されていない。今日初めて聞くこともございます。こういうことのないように、ぜひこういうことにつきましては早く、早めに私どものほうに議会のほうにも説明していただければこのような質問は生まれなかったかと思っておりますが、1点だけお聞きしたいのですが、乗り合いタクシーを活用しての実証運行を進めるとの答弁でございましたけれども、分科会の中ではコミュニティバスの活用も検討されていたと思っておりますが、乗り合いタクシーに決定された根拠についてお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 乗り合いタクシーを実証運行にした根拠はという質問だったというふうに思いますが、昨年度の地域公共交通活性化協議会において課題と方向性を整理したところであり、JR、中央バス、タクシー等、青ナンバーの事業者の維持を図ることを前提とし、買物や通院、交通空白地の中央バス等公共交通を利用することが困難な人を救うことと整理したところであります。また、交通事業者から、単純にコミュニティバスや乗り合いタクシーなど新たな交通モードを増やすことは競合関係をさらに助長するといった意見も出されたところであります。

コミュニティバスにつきましては、実証運行するための車両の確保など経費がかかる上、運行ルートの設定につきましても中央バスとの競合を避ける必要があります。そのようなことも踏まえ、まずは乗り合いタクシーにて実証運行をさせていただき、利用状況や利用者の意見も聞いた上で最終的な運行形態を検討してまいりたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、実証運行を乗り合いタクシーでやるということにつ

いては理解をいたしました。実証運行もこれから1か月ほどかけて行うということですが、このまま実証運行を進めることは多分雪を見ることもあろうかと思えます。待ち望んでいる市民は多くおりますので、実証運行を実施し、最終的な運行形態を検証していただき、報告をお待ちしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に進みます。項目5、コロナ禍後の経済振興についてお尋ねをいたします。今回の質問で項目1から4までは今までの畠山市長の行政運営を中心にお聞きしましたが、項目5につきましてはこれからの行政運営についてどういう考えを持っているかお聞きしたいということでお尋ねをいたしたいと思えます。

昨年来のコロナウイルス感染症拡大に伴い、蔓延防止等重点措置や緊急事態宣言が適用され、全国的に大幅な景気後退とする経済状況になっております。赤平市においても同様に経済状況の明るい兆しは見えてきませんが、唯一明るい話題といえばワクチン接種が他市と比べて非常に順調に行われたことが明るい話題の一つであると、このように思っております。現在はウイルス感染者数は減少傾向にありますが、いまだに終息のめどが立っておりません。しかし、近いうちにコロナウイルスに対する内服治療薬も出てくる話もあります。そのときに備えて、今から経済回復の準備をしておく、考えておく必要があるかと思えますが、考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新型コロナウイルス感染症の終息につきましては、ワクチン接種が進む中、デルタ株による感染者が増えている状況であり、終息の時期につきましてもいまだ見通しは難しい状況でございます。先日、製造業等数社を訪問させていただき、現状と今後の経済状況についてお話を伺ってまいりました。現在ある程度回復はしてきたものの、業種によってはコロナ禍以前に戻るまでにはしばらく時間がかかると予想されております。特に観光業

に係る業種につきましては、海外をはじめとする旅行の需要やインバウンドの回復までは厳しい状況が続くことが考えられ、雇用に対する不安もあるということでございます。

これまでの経済対策としましては、飲食店への緊急支援や中小企業等継続支援金、ナイト店舗リース機器等補助金等の施策を展開しており、また雇用継続支援補助金につきましては国の特例措置の延長が発表されましたので、今後国の動向に注視しつつ、対象期間など内容の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、北海道全体でも終息の見通しが立たず、市内企業も今後の見通しに不安を感じているところでございます。赤平市といたしましても、経済振興対策についてアフターコロナを見据え、検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまこれまでの経済対策を述べられていますが、これまでの対策として飲食店への緊急支援だとか中小企業等の継続支援金、雇用継続支援補助金等は、主に財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金あるいは国の補助金等をもって賄われたと、このように思っておりますが、この感染症の終息が見えたときにはこれらの支援が来るのか、来ないのか、一応期待できないと思っております。そういう意味では、赤平市としてアフターコロナを見据えた経済振興対策についても検討されるということですので、ぜひ市内企業の不安を払拭するような対策を期待しておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、最後に、一番最初に申し上げました信頼という言葉、市長さんも述べましたように、信頼というのは形に出すことはできない。何かの形であれば、この信頼ということを構築したり維持するには、やはり相手との約束を誠実に守ること、これが一番の信頼を勝ち得ることで

ないかなど、このように思っています。有言実行という言葉ありますけれども、有言実行も誠意のない実行は信頼関係を損なうと、そういうことになりまので、ぜひこのことを、私が言うのはおこがましいですが、そのことをしてこれからの行政運営に当たっていただくことを要望して、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序7、1、新型コロナウイルス感染症について、2、介護・福祉について、3、市民の健康について、4、機構改革について、5、学校における働き方改革について、議席番号7番、木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 議席番号7番、日本共産党の木村恵です。政府は昨日、21都道府県に発令中の緊急事態宣言を北海道など19都道府県で延長する方針を決めました。今月12日までとされていた期限を30日までとするものです。新規感染者数が減少してきてはいるものの、搬送先が見つからず、自宅待機中に亡くなる方が出るなど医療逼迫が続く、こういった状況にもかかわらず、宣言延長方針決定の前日に麻生副総理は曲がりなりにも終息したという認識を示しました。国民の命を軽視する暴言ではないでしょうか。補正予算や法改正など、やるべきことはたくさんあるであろう臨時国会は開かれず、その理由は自民党総裁選挙ということ。この国の政治は、変えなければならない。日本共産党は、国民の命と暮らしを何よりも大切にする政治、それにするために力を尽くしてまいります。このことを申し上げ、質問に入らせていただきます。

件の1、新型コロナウイルス感染症について、項目の1、コロナ対策予算の執行状況と今後について、要旨の1です。今年度も地方創生臨時交付金を

活用し、様々なコロナ対策を行っておりますが、その執行状況はどうなっているのか伺っていきたく思います。感染拡大が収まらず、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が繰り返され、当初の予定とは状況が変わってきていると思います。4月の第2回臨時会において補正予算が生まれ、1億5,241万1,000円の交付金を活用し、市独自の財源も使い、合計1億9,245万4,000円、11の事業が行われているわけですが、年度中に執行できないおそれがあるものについては早急の実施計画を立て、組み替える必要があると思われる。現在の執行状況と今後の対応について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） コロナ対策予算の執行状況と今後についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かな事業を実施できるよう、令和2年度に創設されたところであります。

本市におきましても、令和2年度から本交付金をはじめとした様々な財源を活用し、経済対策や感染防止対策、生活支援対策など各種事業を実施してきたところであります。令和3年度におきましても、交付金活用事業として実施計画に記載しておりますのは11事業であり、4月の第2回臨時会におきまして議決をいただきました補正予算ののっとり事業実施をしているところであります。現状といたしまして、この11事業の8月末時点の執行状況につきましては、全体で56%程度の執行率となっております。

議員のご質問にもございますとおり、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の地域拡大、延長の決定を踏まえ、国の雇用調整助成金の特例措置の期限が11月末までに延長されたことから、感染症対策雇用継続支援補助金3,300万円につきましては今後の国の動向により、支援内容の見直しも含めて検討してまいります。また、本交付金につきましては、先月追

加の交付額が示され、事業の追加も含めて検討を進めているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 8月末時点で56%の執行率ということなので、おおむね順調なのかなというふうに思いますが、感染拡大が収まらず、雇用調整助成金の特例措置、11月末までとなったことで赤平市独自の感染症対策雇用継続支援補助金3,300万円が執行されていない状況ということです。今後国の動向によって支援内容の見直し等検討されていくということだったと思いますが、雇用調整助成金が延長されている期間は何とか雇用継続あるいは事業継続していただいているわけですが、今後これがいつまで延長されるかわからないと、また経済回復、事業が元の状態にいつ戻るのかということがわからない状態で、雇用調整助成金活用している企業の方々というのは本当に先行きが不安なのだろうというふうに思います。

現在雇用調整助成金を活用している企業は赤平市内には何件あるのか。また、昨日の一般質問でもありました。今日もありましたが、何件か訪問されているということでしたので、そういった企業の声というのはどういったものなのかも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市内の企業の状況につきましては、先日、先ほどもお話にありましており、幾つかの企業を訪問させていただき、経営状況や今後の見通しとともに、工場の稼働状況や雇用調整助成金の様子などをお聞きしてきたところであります。市内で雇用調整助成金を活用されている企業の件数につきましては、国への直接申請のため、把握はできませんが、産企協や訪問した企業の中ではほとんどが申請されており、活用せざるを得ない状況ということでした。

厚生労働省では、12月以降の取扱いにつきまして、感染が拡大している地域、特に業況が厳しい企業に

配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減し、具体的な内容を検討の上、10月中に改めてお知らせすることとされております。4月に補正予算計上いたしました雇用継続支援補助金につきましては、国の特例措置の再延長も想定されますことから、予算の組替えも含めたさらなる支援策も検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 経営状況や今後の見通し、稼働状況などを伺っているということが確認できました。直接申請だから件数は確定できないけれども、訪問した企業ほとんどが雇用調整助成金を活用せざるを得ない状況だったという話だったと思います。しっかりと市内企業の声を聞いていただいているということは確認が取れたと思います。これ市長も自らお伺いになっているのでしょうか、ちょっと確認したいです。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 私と担当の商工労政観光課と一緒に訪問させていただきました。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 ありがとうございます。しっかりと意見交換、意見聞いていただきたいというふうに思うのですが、本当に厳しい状況の中で企業の皆さんは雇用を維持していただいているというふうに思います。報道などでいえば、大手製造業は業績を持ち直したですとか、新しい首相の経済対策への期待感から株価が大幅上昇しているなど、一部に報道あるのですけれども、地方経済の実態というのは本当にいまだ深刻な状況だと言わざるを得ないということが分かったと思います。答弁にもありましたが、国は特に業績が厳しい業種等に対して配慮するとは言うておりますけれども、段階的に縮減していくということをはっきり言っているのです。縮減されていくのだろうというふうに思います。やっぱり引き続き地元企業の声を聞き続けて、どういった支援がいいのか、必要なのかということをしっかりと考えていっていただきたいという

ふうに思います。

雇用継続支援補助金については、恐らくですが、年度内に執行できるかどうかは分からない状況だと思います。そうなってからでは遅いので、早め早めに準備等はしておかなければならないのかなというふうに思うのです。国の動向見ながらということでしたけれども、私は年内にも追加の交付金、先ほど答弁ありましたけれども、恐らく1,056万円余り赤平市のほうに来ると思いますが、そういったのも併せて何とか乗り切ろうとされている企業、頑張ってくれている企業の方々を直接支援できる制度設計つくっていただきたいというふうに思います。組替えのほうをしっかりと考えて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。子供の感染をめぐる状況について、要旨の1です。デルタ株の感染拡大によって、従来感染しにくいとされてきた子供への感染が顕著に増えてきています。10代以下の新規陽性者数が7月半ばから4週間で6倍になっており、内訳は高校生が多いものの、小学校、中学校、また学習塾、保育園、学童保育のクラスターなども増えています。保育所、児童館においては、このデルタ株の感染拡大にどのように備え、対応しているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保育所、児童館の感染拡大に対する備え、対応についてでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、終息の兆しが一向に見えない中、これまでのウイルスに比べ感染力が強いとされるデルタ株などの変異ウイルスへの感染拡大に対し憂慮しているところでございます。そのような中、保育所や児童館における留守家庭児童見守り事業については、保護者が働いており、家に一人であることのできない年齢の子供が利用する施設であることから、感染予防対策を徹底するとともに、施設の消毒等の衛生管理に努めてきたところであります。また、児童館につきましては、緊急事態措置

の下では休館とするなど、感染拡大の状況に応じ対応してきたところであります。

これまで各施設において感染者やクラスターの発生がなかったことにつきましては、職員のみならず、保護者の皆様も高い意識を持ち、感染防止対策や衛生管理を徹底してきたことによるものと考えております。現在のところデルタ株などの感染拡大に対する特別な対策は行っておりませんが、これまで同様保護者の皆様にもご協力をいただきながら、感染防止対策及び衛生管理の徹底を継続し、感染の予防に最大限取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 デルタ株については憂慮しているが、デルタ株についての特別な対策はしていないということだったと思うのです。職員、保護者の方の高い感染防止の意識、それによってこれまでも感染者、クラスターが出ていないということで、それは保護者の皆さん、職員の皆さんの取組には本当に敬意を表したいというふうに思うのですけれども、今後も引き続き最大限取り組んでいくという内容だったかと思いますが、第5波と言われる感染はやっぱりこれまでと違って、先ほども言ったように10代以下でも感染が広がっているというのが現状なのです。

最近では、道内でも認可保育施設、認定こども園などでもクラスターが発生しています。そして、陽性者が判明したときの対応なのですけれども、自治体によってかなり差があるということなのです。保健所の濃厚接触者の特定範囲、検査の範囲がばらばらだということが言われています。私は、この点については広く検査すべきと考えているのですけれども、この点についての考えはどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保育所等において陽性者が判明した場合についてでございますが、現在のところ滝川保健所の指示によることを原則とし、適切に対応してまいりたいと考えております。その際、保護

者の協力を得て、登所前の体調の確認や体調不良時の速やかな欠席連絡、自宅待機時の行動管理、検査対象となった者の情報の把握をより徹底してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 滝川保健所の指示が原則ということで、往々にして大体そうなるのかなというふうにも思うのですけれども、保健所が自治体がないのがありますけれども、市独自の判断は行わないという内容の答弁なのかなというふうに受け取りました。

基本的に保健所の判断というのが、施設状況にもよりますけれども、マスクをしていたら基本濃厚接触者に当たらないとか、同じフロア内にいなければ保育士さんも濃厚接触者に当たらないとか、やっぱり狭いのですね、範囲が。赤平の場合は二階建てとかなのですけれども、そういう範囲だけで検査をした結果、全国で全面休園している認可保育所、認定こども園などが今増えていると、先日の報道だと185か所、過去最高になったというふうにも載っておりました。濃厚接触者に特定されなかった関係者から後日陽性者判明して、増えていくというケースだそうです。クラスターになっていくというケースだそうです。

陽性者が判明した場合のガイドラインは当然あって、先ほど答弁にあったように、後段にあったように取り組んでもらえる、対応してもらえんと思うのですけれども、やっぱり検査のところというのが非常に私不十分だと思うのです。ですので、ぜひ広く検査する必要性というのを十分に検討していただきたいと思いますということだけのご要望させていただきますというふうに思います。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。要旨の2です。幼稚園、小中学校についても同様に、このデルタ株の感染拡大についてどのように備え、対応しているのかを伺っていきたいのですが、夏休みの短い北海道、8月17日からもう既に2学期が始まっておりますけれど

も、日本共産党では8月25日に学校の夏休み明けに当たってという緊急提案というものを発表しました。まず1つ目に、登校見合せの選択、分散登校、オンライン授業などを柔軟に組み合わせて対応すること。2つ目に、教室でのエアロゾル感染防止へ短時間での全換気と不織布マスクを重視すること。それから、3つ目です。学校でのクラスター対策と広範な検査ということで、濃厚接触者を狭めない広めのPCR検査、広範な子供、教職員に頻回に行う簡易検査をすること、先ほども言いましたけれども。4つ目には、学習指導要領を弾力化し、災害時にふさわしい柔軟な教育を保障すること。そして、5つ目に、コロナについての学びとコミュニケーションを重視すること。こういった5つの提案をしております。これについての受け止めというか、考えも併せてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 新型コロナウイルス感染症の学校における感染症対策につきまして、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式に基づき実施しております。今般のデルタ株の感染拡大に対しては、令和3年8月25日付、文部科学省からの事務連絡において、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校、出勤をしないことを徹底すること、屋外においても十分な感染症対策を講じることなど感染症対策の徹底を実施する旨が示されております。各学校においては、国からの通知や併せて発出される北海道からの通知に基づき、以前からの対策を継続しながら、再度の点検なども含め、改めて感染症対策の徹底に努めているところであります。

また、日本共産党の緊急提案に対する考えとの質問ですが、考え方としては理解できる部分がありますが、様々な追加費用や学習指導要領の改訂などが必要と考えられ、国の責務において学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの変更、その変更に伴う財源保障をするべきもの

と考えておりますので、緊急対策に対する個別の考え方につきましては答弁を差し控させていただきます。市教委といたしましては、国及び北海道通知に基づきながら、さらなる感染症対策の徹底につきまして学校に対し要請していきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] デルタ株については、8月25日付の文科省の事務連絡が出ていると、北海道の通知などと併せて今再徹底をしているというようなお話だったと思うのです。また、共産党の提案については理解できるところもあるが、財源措置等はやっぱり国において責任を持ってやるべきことなので、答弁控えるということで控えられてしまいましたので、一旦置いておきますけれども、まず文科省の事務連絡なのです。これについて言えば、私は正直非常に不十分な内容だというふうに言わなければならないと思うのです。答弁にあった発熱等の風邪の症状がある場合には登校、出勤しないことを徹底するですとか、屋外でも十分な感染症対策を講じる。これ明らかに従来株より感染力が強いとされる変異株に対して、感染対策の指示としては極めて弱いというふうに言わなければならないというふうに思うのです。

さらに、この事務連絡には、サーベイランス、情報収集として抗原簡易キットの配付、活用についても記されてあります。一部報道であったと思うのですけれども、中学校、小学校、幼稚園等に最大80万回程度、9月上旬に配付を開始するとなっていたのです。赤平市の小中学校、幼稚園、これはどのくらいの数が来るのか。また、その活用方法は、発熱等の症状がある場合直ちに医療機関を受診できない場合において、教職員や速やかに帰宅できないなど事情のある児童生徒を対象とするというふうになっているのです。陽性者発見時には、先ほども言いました幅広い者に対して濃厚接触者としてPCRにつなげるということが必要だと思うのですけれども、それが書いてあるにもかかわらず、これではちょっと

少ないのかなと思うのですが、これで本当に感染対策、防げるのか、この部分の受け止めをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） ご質問の抗原簡易キットにつきましては、過日配付の連絡がございまして、赤平市全体分として30回分配付されるとのことでありました。また、使用の際の留意事項といたしまして、原則教職員に使用、小学4年生以上児童及び生徒が利用するケースはやむを得ず保護者が迎えに来られない場合で、かつ事前に保護者の同意がある場合に限定されるというもので、利用する可能性は極めて低いものと感じております。よって、私といたしましても議員同様、今般の抗原簡易キットの配付につきまして感染を防ぐには不十分であると感じているところでもあり、使用期限の問題もあるかもしれませんが、国の責務において希望する児童生徒全てに配付すべきだと考えているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 赤平市全体で30回分ということです。合わせて5つの施設、中学校、小学校、幼稚園あるわけで、均等しても1か所6個しか当たらないというのが現状なのです。それぐらいのキットしか配付されないということが確認取れました。昨年来大人から子供に伝播するとされてきたこの感染拡大は、今子供から大人に伝播するという新たなパターンが報告をされている。赤平市では、先ほどもありましたが、市内医療機関の大きな協力、そして対策室の方々をはじめとする市職員の皆さんのおかげでワクチン接種本当に進んでいます。だから、いわゆる感染リスク、重症化リスクというのは低くなるだろうと予測はできますけれども、それでもこの数の検査ではとても迅速に陽性者発見するなどということもできないのではないかと思います。文科省の事務連絡も当然国の方針踏襲していますので、原則自宅療養といいますか、中等症以下は自宅療養、自宅待機ということになるので、このぐらい

の数しか来ないのかなというふうにも思うのですが、菅内閣は本当に子供の命を守る気があるのかと言いたくなる、そういうことをしているのではないかと思います。

教育長の答弁にも今ありましたけれども、国の責務において希望する児童生徒全てに配付すべきだと、私も本当にそのように思います。私たち日本共産党も国や北海道にぜひ引き続き要望等をしていきますけれども、教育委員会においても現場としっかり協議しながら道教委等に要望を強く上げていていただきたいというふうに思います。

先ほどの私どもの提案ですけれども、赤平市でできるところというのものではないかというふうに思うのです。コロナの学びであったり、コミュニケーションであったり、全換気であったり、不織布マスクであったり、そういったところは、答弁要りませんけれども、ぜひ検討して現場で活用していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。件名の2です。介護、福祉等について、項目の1、ヤングケアラーについて、要旨の1です。ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任あるいは負担を負っている、本来大人が担うような家族の介護あるいは世話をすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供のことを指します。子供自身がヤングケアラーだという問題を認識していなかったり、家族内のことで問題が表面に出にくかったりすることで、なかなか相談につながらない。あるいは、福祉的な支援が行き届かないという課題があったため、厚生労働省は文部科学省と連携して昨年実態調査を行い、今年3月にこの調査結果を発表しました。この結果の受け止めと赤平市の相談体制、支援体制などはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ヤングケアラーについてでございますが、全国規模において実施されたヤングケ

アラーの実態に関する調査研究において作成された調査報告書によりますと、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%の子供が世話をする家族がいると回答しており、このうちほぼ毎日家族への世話をする中高生は5割弱、1日平均7時間以上世話をしている中高生は約1割存在するといった結果となりました。このことはどこの地域においても起こり得るものであることから、当市においても他機関との連携や協力、ヤングケアラーの認知度向上などが必要であると受け止めております。

ヤングケアラーの子供たちは、本来守られるべき子供自身の権利を侵害されている可能性があり、必要な支援に結びつけて不適切なケアや過度なケアを行う状況を改善することで、たとえケアをしながらであっても子供らしく生きる権利を回復し、子供自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていく支援が求められております。そのためには、学校や福祉、医療、介護などの他機関や行政機関との連携、協力が必要であることから、被虐待児童と同様、赤平市要保護児童対策地域協議会内の構成機関間において子供とその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携、協力関係の中で介護保険サービスや障がい福祉サービスなど適切な支援への結びつけを図ってまいりたいと考えております。

この赤平市要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に規定があり、児童福祉に関する機関だけではなく、小中学校や幼稚園、赤平市医師会、札幌法務局滝川支部などの多様な機関で構成されており、所管を超えた連携を行うための組織体ですので、その中においてヤングケアラーという概念の認知度が向上することにより、早期発見にもつながるものと考えております。現在のところヤングケアラーであると思われる児童等の相談はございませんが、心配な子供がいる場合につきましては赤平市要保護児童対策地域協議会の調整担当職員により相談に応じさせていただきますので、情報をお寄せいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 必要な支援を行うためにほかの機関と連携協力して、ヤングケアラーの認知度向上などが今は必要な時期だというような答弁だったと思うのです。赤平市要保護児童対策地域協議会において適切な支援への結びつけを図っていただきたいというふうに思うのですけれども、現在はヤングケアラーに関する相談はないということが今確認できたというふうに思います。

調査結果も答弁されておりましたけれども、5.7%、4.1%ということで、1クラスに1人くらいの割合でヤングケアラーと思われる子供がいるという可能性があるのだなということなのです。この調査では、世話をしているためにやりたいけれども、できないということはあるかという質問をされているのです。それで、勉強あるいは睡眠、友人と遊ぶことなどがそれぞれ10%前後回答されているわけですが、私驚いたのですけれども、特にないと答えている子供が5割以上いたのです。いろいろやりたいことがあるこの時期の子供たちが世話をすることが当たり前で、やりたいことがないというふうに答えているこの状況というのは、先ほど答弁にもありましたけれども、ケアしながらでも子供らしく生きる権利、それを回復して、子供自身の能力を最大限発揮できるようにしてあげなければいけないと、そういう支援が早急に求められているのではないかとこのように思うのです。

今の答弁で、心配な子供がいる場合は相談に応じるので、連絡を下さいと、情報を寄せてくださいということでありましたけれども、相談があればやっぱり応じていただきたい、応じるのは当たり前かと思いますが、積極的に赤平市として実態調査をしていくという考えのほうはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当市における積極的な実態調査についてでございますが、ヤングケアラーの早期発見のためには実態把握のための調査が有効であることは認識してございます。しかし、現時点におい

ては、関係する福祉、介護、医療、教育等の機関におけるヤングケアラーの概念についての理解が十分であるとは言えない状況であります。また、ヤングケアラーについて家族や子供自身が自分がヤングケアラーであることを知らなかったり、ヤングケアラーという言葉すら知らない子供がいるなど、ヤングケアラーそのものの社会的認知度が高いとは言えない状況にあります。

このことにつきましては、厚生労働省及び文部科学省職員により構成されたヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの報告によると、来年度から3年間を集中取組期間として、ヤングケアラーの社会的認知度向上に取り組むこととされております。このことから、本市においても実態把握のための調査に先立ち、赤平市要保護児童等対策地域協議会の構成機関や子育て等に関係する機関へ広く周知を行い、社会的認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。その上で関係機関と協議を行い、埼玉県などのような先進自治体の事例を参考に、調査の実施について検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 調査の有効性は認識しているけれども、まずは関係機関で認識の共有するところがやっぱり先なのか。先進事例を参考に調査についても検討していくということだったと思いますけれども、確かに高齢者の世話であったり、兄弟の世話だったり、介護が必要なケース、医療が必要なケースと様々な事情によってつなげる支援も幅が広いので、いろんなところが連携して行わなければいけないということあると思うので、一定理解はしたいというふうに思うのです。しかし、繰り返しになるのですけれども、子供が子供らしく生きる権利、自分では気づかずに奪われている、そういう状況があるかもしれない、そういう子がクラスに1人はいるかもしれない。こういう状況もありますので、できるだけ早く支援の手を差し伸べていけるように取組を少し早めていっていただ

きたいということをお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。項目の2です。加齢性難聴者への補聴器購入助成について、要旨の1です。今年3月の一般質問で加齢性難聴者への補聴器購入助成について、引き籠もりがちになるコロナ禍において認知症予防の観点からも補聴器購入助成が必要になってきたのではないかと伺った際に、市長から必要性を感じていると、他市町村の例も参考に検討していくというふうに前向きな答弁をいただきました。

日本共産党北海道委員会で調べたところ、現在道内7つの市町村で何らかの助成を行っており、内容について触れますと、助成限度額については大体の自治体が3万円から5万円というところ、あとは購入費の2分の1を助成する、それを上限とするというところが多かったかなというふうに思います。そして、空知管内ではこういった助成制度を行っているところというのはまだないようでしたけれども、国に対する要望意見書等も全国の自治体で今上がり始めております。こういった制度の拡充というのは広がっていくものというふうに考えます。

赤平市では前向き検討していただいていると思いますので、私としては次年度からでも実施されることを望んでいます。そこで、現在どのような検討がされているのか、また実施する考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 加齢性難聴者への補聴器購入助成についてでございますが、今年3月の一般質問で高齢者のコミュニケーションの確保と社会参加の促進を図ることと認知症の予防にもつながることから、加齢性難聴者への補聴器購入の助成について必要性を感じているとお答えしたところであります。議員がおっしゃるとおり、道内では7市町村が助成事業に取り組んでおりますが、単独事業でもありますことから、助成の条件、助成額等は各市町村の独自基準となっております。赤平市としましては、加

齢による難聴者の実態把握等を含めまして今後も検討を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 単独事業というところがなかなかハードル高いのかなと思いますけれども、実態把握等を含めて今後も検討していくということを今述べていただきました。逆に言うと、つまりまだ実態把握というのは未着手の状況というふうに思います。コロナ禍においてより必要性が増したと考えていただいたのですから、やっぱり少し早く取り組んでいただきたいというふうにはお願いしたいと思います。

これは、いわゆる加齢性難聴ということなので、高齢者対策、高齢者の低所得者対策といいますか、そういったところにもなるのかと思います。そこで、やはり介護健康推進課、地域包括支援センターあるいは社会福祉課といった横の連携、そういったものが必要になってくるというふうに考えるのですが、なかなかこういう横の連携でやるものというのは、どこが主導してどうしていく、どこが何をやるということを取組を進めるに当たってハードルを上げるといいますか、なかなか進まない。進むスタートが遅いというか、そういう印象を私持っておりますが、どういった体制で実態把握や制度設計をしていく考えなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） どのような体制で進めていくかについてでございますが、加齢性難聴による補聴器購入の助成につきましては、高齢者福祉業務を担う社会福祉課、介護保険業務を担う介護健康推進課、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが連携し、今年度中に実態把握を行い、検討を進めていく考えでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 各課で協力して今年度中に実態調査のほうを進めていくということが

確認取れたと思います。WHOのガイドラインでは、認知機能の低下や認知症のリスク軽減のためには補聴器使用を推奨するエビデンスが不十分というふうに書かれている。これがちょっとネックになっていると思うのですけれども、そうしながらも難聴に気づいて早期に対処するためのスクリーニングの必要性はあると、こういうふうに言っているのです。やっぱり調査する必要というのは本当にあるのかなと思います。引き籠もりがちになる今の状況で、高額な補聴器買うことをためらう方に日常生活の質の向上であったり、生活機能の向上、質を改善させる、そういった一つの選択肢として、やっぱり前向きになってもらえるものになると思うので、ぜひこれは実施に向けて進めていっていただきたいということを重ねて要望して、次の質問に移りたいと思います。

件名の3です。市民の健康について、項目の1、国民健康保険の一部負担金減免制度について、要旨の1です。北海道は、国民健康保険の都道府県単位化の一環として、一部負担金減免要綱の標準例を市町村に公表しました。しかし、その内容は、通院や調剤薬局の薬代などは対象ではないと、収入の中に借入金などを含むとか、複数の問題点があるというふうに言われております。現在市町村ではこの標準例に基づいて基準の見直し作業が行われているとのことで、北海道社会保障推進協議会の調査によれば、道内162保険者中66保険者から回答があり、既に見直しを行ったところが約1割、見直す予定と答えたところは6割に上っているということでした。

そこで、赤平市はこの調査にどういうふうに答えたのか。そして、今後どのように取り扱っていく考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 国民健康保険の一部負担金減免制度の今後の取扱いについてでございますが、議員も言われますとおり、国の標準例といたしましては対象となるのは入院のみとなっております。また、道におきましても、時限は決定されていないものの、令和2年にはこれまで対象としておりました外来を

廃止することを決定されたところでございます。その主な理由といたしましては、外来で高額な医療費が発生する被保険者に対しては一部負担金減免以外にも社会福祉施策として生活保護制度が保障されているようでございますが、風邪やけがなどの軽度な治療内容も外来療養であることから、これらに一部負担金減免を適用すると相互扶助の国保理念が希薄化するとも考えられること、さらに外来療養の範囲が広い以上、減免が必要な療養とそれ以外とを線引きすることは難しいことなど様々な要因から、外来の減免制度廃止に至ったようでございます。

一方、本市における国民健康保険一部負担金の減免制度におきましては、入院はもとより外来も適用しているところであり、加えて減免期間の拡充としまして、国では最大3か月のところ最大6か月の期間を設けるなどとした赤平市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予の取扱い要綱を平成22年10月1日に施行し、現在に至っております。ちなみに、令和2年度までの状況でございますが、この5年間では利用される方は減少しているものの、入院のほうよりも外来のほうが多い現状にあります。本市において国の標準基準にはない外来も適用した主な理由につきましては、金銭的な面で入院は高額であるものの、外来も生活が困窮している方にとりましては大変高額でありますことから、外来につきましても適用としたところでございます。

本市における一部負担金減免制度の今後の取扱いについてでございますが、議員が言われます調査の回答はしておりませんが、道の財源、同調整交付金が措置される間は外来の適用についても継続してまいりたいと考えておりますが、外来の廃止という道の判断も考慮しなければならないとも考えております。また、本市では外来を対象とした制度創設の経緯もありますことから、今後におきましては道の動向を注視しながら、現在利用されている方の状況、さらには財源の確保なども勘案しながら、来たるべき時期に適切かつ総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 なかなか難しいですね。北海道が一部負担金の減免から外来を外した理由というのがまず最初に述べられたと思うのですが、高額医療は生活保護等があると、本当に医療が必要か、そうでないか、医療の線引きが難しいと、そういった理由から全てを廃止しますというのは極めて乱暴なやり方だなというふうには思うのです。

比べて赤平市の今までの制度の経緯を述べられましたけれども、赤平市の生活が困窮している方に対する考え方のほうが、これがまさに行政のあるべき姿ではないかなというふうに思います。しかし、今の答弁ですと令和6年までなのかはちょっと定かではないですが、いわゆる財源措置をされている間は継続をしますと、そこは確認取れたと思うのですが、道の判断も考慮しなければならないというのがやっぱりついてくるわけです。全く無視というのも難しいとは思いますが、外来を対象とした赤平市独自の制度創設の経緯というのは大切にする必要があるので。利用状況、財源確保など併せて総合的に判断されていくのしょうけれども、外来のほうは今もやっぱり使われていること多いということも述べられておりましたので、ぜひここは、現時点では廃止なのか継続なのかの判断が難しい、可能性が低いとは言えないのかなという答弁であったと、財源措置される間は継続されるということですけども。

私外来の廃止が一番、これに特化して今質問していますけれども、一番問題なのは生活困窮されている方なんかの診療抑制、そういうところにやっぱりつながっていくのではないかと、その懸念が大いにあるというふうに思うのです。今すぐここで廃止しないと、6年、財源措置が終わっても廃止しませんという答えはちょっと今聞けないのかなとは思いますが、赤平市の今までの経緯も含めて、こういった姿勢をできるだけ堅持していくとか、そういう考え方というのを示していただきたいのですが、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 現状では明確なお答えはできませんが、やはり財源確保の問題、課題もありますことから、繰り返しにはなりますが、来たるべき時期に適切かつ総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕特別会計ということもありますし、一般の方と違う、市民全部ではないというものもあるのかもしれないですし、ただ特別会計のほうにも基金のほうもありますし、いろいろ含めて少し前向きにといいますか、考えていただきたいなというふうに思うのですが、このほかにも北海道の標準例というのは国民健康保険法の第44条、市町村が委任している趣旨というものが生かされていない内容であったり、先ほど言いましたように仕送りや借入金なども収入として考えられていることとか、答弁にあったように赤平6か月だけれども、減免等は原則3か月なのだというようなことがあるわけです。制度を利用する対象者にとっては非常に冷たいといいますか、使いにくい部分が多いというふうに感じています。

財政的な課題というのがやっぱり一番大きいのかなというふうにも思いますけれども、こういったことも含めて運営協議会においてしっかりと意見を聞きながら判断をしていただきたいと思うのです。標準例がこうだから、こうなりますという提案の仕方ではなく、標準例はこうだけれども、赤平市はこういった経緯があって、こういう課題もあるという提案の仕方をしていただいて、ぜひ運営協議会でしっかりと議論をしていていただきたいというふうに思います。今の制度のよいところというのはぜひ市民のために継続していただきたいということをここで要望させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。項目の2です。特定健診とがん検診について、要旨の1です。今年度の集団検診の申込みというのは9月2日で終了していると思

います。今年度もコロナ禍での集団検診となっておりますが、申込み状況、受診の状況などはどうなっているのかお伺いします。

あわせて、がん検診について現在は肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5つ、これらについては集団検診時に自己負担500円で行っております。しかし、前立腺がん検診というのはオプションで、これは2,100円ということになっています。2017年の統計では、日本で前立腺がんを発症した人は年間約9万人、男性に発症するがんの1位となっております。前立腺がんの死亡率、これはほかのがんに比べるとあまり高くはないものの、転移すれば5年生存率は5割低下すると言われております。こういったことから早期に血液検査することが私は望ましいのではないかとというふうに思うのですが、より多くの受診機会を持っていただくためにも、前立腺がん検診についてもほかのがん検診同様500円にして行っていく考えはないのか、併せてお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 集団検診の申込み状況、受診状況についてでございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により検診を控える方がおり、令和元年度と比較しますとがん検診の受診者は全体で23%の減少となりました。令和3年度の集団検診の受診者は、胃がん、肺がん、大腸がんは令和2年度と比較しますとほぼ横ばい、子宮頸がん、乳がん、特定健診につきましては僅かながら増加の見込みとなっております。

前立腺がん検診の自己負担を500円にしていく考えについてでございますが、現在赤平市で助成して行われているがん検診は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に定める胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つの検診となっております。指針に定められているこの5つの検診は、国立がんセンター有効性評価に基づくがん検診ガイドラインにより、死亡率減少効果を認め、過剰診断などの不利益も比較的小さく、検診として

の実施を推奨するものと位置づけられているものがございます。

前立腺がん検診、P S A検査は、前立腺がんの早期診断をする上では有用な検査ですが、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分とされており、これにより、集団検診として行うことは推奨されておらず、個人レベルで受診を判断するものと位置づけられております。このことから、本市としては現段階では前立腺がん検診に助成を実施する予定はございませんが、今後も指針やガイドラインを注視してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 予定はないということでした。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度は23%とがん検診受診が減ったと、今年度もほぼ横ばいで、がん検診においては若干、その種類によってはちょっと上がっているか横ばいというようなことだったのかなと思います。集団検診ということで、パーティションとかで仕切ったりしながらも、やっぱり感染防止対策しっかり行わないと市民の方もなかなか今の状況だと受けたくないというふうになってしまうかもしれませんが、今年度は大切なご案内という、こういうものをすごく目立つカラーの袋とじのものでお知らせをしたり郵送されたりしていたので、受診率向上に努力をされているのだなということは一定評価したいというふうに思います。しかし、コロナの影響というのはいまだちょっとあるのかなというのが実態だったと思います。

今後もこういった特定健診等の勧奨というのはしっかりと取り組んでいていただきたいですが、前立腺がんについてなのです。がん検診のガイドラインで集団検診としては推奨されない。されるものしか今やっていない。助成していないので、推奨されていないということになると思うのです。近隣市などでは集団検診で胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんと併せて前立腺がん、ここは無料でやっているところなのですけれども、そういったと

ころもあるのです。赤平市で集団検診時に前立腺がんの助成を行う場合、今の要件以外にだと、例えば財政的な面の課題とかは多少出てくるのかもしれないけれども、それ以外に何か課題というか、障害というか、そういったものがあるのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 前立腺がんの助成を行う場合の課題についてでございますが、がん検診は対象集団全体の死亡率を下げることを目的に、利益と不利益を考慮し、科学的根拠に基づき実施するものでございます。前立腺がん検診であるP S A検査の不利益としましては、1回のP S A検査では見逃される場合があることや、またP S A値が異常値であっても軽度上昇の場合がんではない方もいらっしゃるため、結果として不必要な前立腺精検を受けることになってしまう場合もあります。さらに、前立腺がんが発見されたとしても、命に影響を与えないがんの場合もあります。この場合でも治療を行うことになると生活の質の低下なども考えられます。このようなことから、不利益が利益を上回る可能性があり、集団検診として推奨される科学的根拠が明確ではないことが挙げられると考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 科学的根拠がないということなのですね。死亡率を下げるためというのが前提になっているということからすると、そこだけ捉えてしまうとやらないということに直結してしまうのかなというふうに思うのですけれども、P S A検査の不利益が利益を上回る可能性も確かにあるのですけれども、これ自治体の集団検診で助成することの課題というよりは、医療費の抑制という部分がすごく色濃く見えるというふうに私は感じるのです。

自覚症状があれば、当然検診ではなく医療機関で診察を受けると思うのです。もちろん先ほどありましたけれども、P S Aの基準値を超えていてもがんではない場合や基準値以下だけれども、がんという可能

性は当然ありますし、悪性度が6以下であれば、先ほども言いましたけれども、監視療法が取られる。つまりすぐに命に影響はないという状況、6以下は影響はすぐにはないと。確かにそういう内容なのですけれども、しかし集団検診の本来の目的、死亡率下げるためだけなのかなというところなのです。

痛みがないから異変に気づかず、放置すると生活習慣病が重症化する可能性が高くなります。これは、このご案内の中の一文です。ここに書いてありますけれども、生活習慣病もやっぱり前立腺がんの原因になると考えられてもいますけれども、早く見つけるということがむしろ重要なのではないかなと、そのために特定健診をやってできるだけ受診の機会を増やしてもらっているのではないかと私は思うのです。今のままですと、前立腺がんの死亡率が高くなってから、国のガイドラインが変わってから、ではやろうかということになってしまうのかなと。それでは私は本来の意味合いからずれていってしまうというふうにも思いますので、推奨されてからやるのが本当に正しいのか、それとも、今こういう状況で前立腺がんの方本当に増えているので、無駄な精検につながらないような案内もしながら検査につなげていってはいただけないものかというふうにも思います。ぜひ改めて内部検討のほうは促したいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうにも思います。

次の質問に移ります。件名の4、機構改革についてです。項目の1、行財政改革室における検討課題について、要旨の1です。ここまで質問してきた項目、今までもそうですけれども、子供の感染対策、あるいはヤングケアラーの問題、加齢性難聴の問題、特定健診もそうですけれども、各課横断あるいは連携して行わなければいけない事例というのはたくさんあるというふうにも思います。これらに対して現状の機構を維持したまま進めていくことについてのどのような認識を持っているのか確認したいと思います。

また、機構改革するに当たってどういったところ

に着手していく考えなのかをお伺ひしたい。例えば教育部門であるとか、子育て関連ワンストップであるとか、徴収業務の一元化であるとか、例を挙げればそういったところがあるのかなと思います。今後を見据えて具体的に検討していかなければならないと思いますが、現時点での課題整理や方針をお伺ひしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 行財政改革室における検討課題についてでございますが、当市におけるこれまでの機構の変遷につきましては、平成19年6月の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の成立により、財政再生団体入りが危ぶまれた時期において実施した部制の廃止や課の統廃合により、5つの課の削減となったことが大きな機構の改革となっております。その後、平成24年度には産業課が商工労政観光課と農政課に、教育課が学校教育課と社会教育課に、平成29年度には企画財政課が企画課と財政課にそれぞれ復活して現在に至っております。

しかし、職員数もかつてより減少していることから、従来の機構の枠組みを維持するのは容易ではなく、係の統廃合等を行っても係員の配置が少なくなってきております。また、今後想定される人口の減少や財政状況なども踏まえますと、課の統廃合を前提とした組織のスリム化を実施しなければならないものと考えており、それと同時に市民の方々への利便性の向上や業務の効率化が図られるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 人口減少や財政状況を踏まえて課の統廃合、組織のスリム化といったところ、あるいは市民の利便性、業務の効率、そういったところを考慮して検討中だということなのです。今までの過去の機構改革についても述べられましたけれども、平成29年度の場合で言いますと、総合戦略の折り返しと第5次赤平市総合計画の残り数年の仕上げ、適切な財政運営を進めるということで、私も臨時会で質疑を行い、それを認めております。

現在も様々な計画策定というのは必要ですし、施策の推進と財政運営というのは独立している今の状況というのが私も望ましいのかなというふうに考えておりますけれども、大まかな方針というのは今の答弁で分かるのですが、市民の利便性という点において、先ほども言いましたけれども、例えば子育て関連のワンストップ化など、具体的な課題というのは今現在検討されているのか、もう一度お伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 現時点におきましては、検討内容の具体についての答弁ができる状況ではございませんが、組織のスリム化を図りながらも市民の利便性の向上に資するものとなるよう検討を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 具体的な課題の洗い出しはこれからということだと思っております。昨日も若干この件については質問、答弁あったので、遅いのではないかと指摘は私も当たるのかなというふうに思います。同じ意見です。でも、基本的に機構改革というのは人事権伴うものですので、市長の専任事項と言ってもいいのかなとも思います。以前29年の会議のときはそういうような意見も出ていたので、確かにそのとおりかなと。そうすると、一議員の私があればこれ注文をつけること自体がそういう立場にないのかもしれないのですけれども、しかしこれからの人口減少、財政状況というのは市民にとって最も気になる部分であり、あらゆる行政サービスの利便性というのは市民生活に直結をするわけです。こういった観点から見れば、本当に着手できるのだろうかとか少し不安になる部分というのがどうしてもあるのです。

なので、今回取り上げさせていただいたわけですが、極端なことを言えば、課の統廃合をしなくても横の連携で市民の利便性が向上すれば、それでいいのかなというふうに思います。財政的にクリアできていれば、ただそれが難しいのが現状なのだろうというふうに思うのです。課の統廃合をしたほうが逆

に業務がスムーズに行える可能性もあります。そういうところもあるかもしれないということなのです。

昨日聞いていて、トップダウンとボトムアップの議論があったのです。私も、トップダウンというか、市長の決断必要だと思うのです。ただ、市長が言っているようにボトムアップも当然必要で、この2つの言葉の二者択一でやるような問題ではないのかなと、当然各課から意見を吸い上げて、それを100%実現できる機構なんていうのはやっぱりできないと思うので、そこには市長の決断力と責任を負うという覚悟が必要になってくると思うので、昨日はそこを言われているのだろうと私も感じておりました。ぜひその、そしてさらに言えば意思が通らなかつた課であつたり係のケアというのもしっかりやっていくということを考えて、両方使ってできるだけ早く進めていくことが望ましいのではないかと思いますので、この点だけご指摘させていただきたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。件名の5、学校における働き方改革について、項目の1、1年単位の變形労働時間制について、要旨の1です。令和2年度までを取組期間とする学校における働き方改革北海道アクションプランの取組状況調査の結果が出ています。赤平市の小中学校において令和元年度と比べて在校等時間について変化はあったのかお伺いしたい。

また、1年単位の變形労働時間制の問題点は、繁忙期に時間外勤務が過労死ラインを超えても、その分閑散期に少なくしたり、まとめて休みを取ればいいというものなのですが、この点についてはどのような状況なのかを併せてお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 議員ご質問の学校における働き方改革アクションプランの取組調査の本年度分につきましては、調査基準日の令和3年7月1日の状況について現在調査が行われており、北海道アクションプランに基づく働き方改革関連69項目につ

いて市町村教委の取組状況を調査するものとなっております。

市内小中学校、教職員の在校時間の変化についてのご質問ですが、令和2年度と令和元年度を比較すると、月45時間を超える教職員の割合は令和元年度が10.2%、令和2年度が14.8%で3.6%増加しております。この要因は、新型コロナウイルス感染症対策による特別な業務の増加及び令和2年9月より校務支援システムによる出退勤管理に移行したため、分単位での管理がより厳格化されたことではないかと考えているところでございます。

また、1年単位の変形労働時間制の導入につきましては、北海道の条例改正により本年度より道立学校では適用可能となっておりますが、本市におきましては導入の前提条件の一つである対象となる教育職員の在校等時間に関し、指針に定める上限時間、月42時間、年間320時間の範囲内であることを遵守することは現時点において困難と考えております。よって、様々な働き方改革の施策を講じながら、時間外縮減に努め、近隣市町の動向も把握しながら、前提条件を遵守することが可能となった時点において学校現場など関係者と協議した上で進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 コロナによる特別な業務の増加と校務支援システムで厳格な出退勤管理などによって在校等時間は元年より2年は増えているということが確認できました。現実として1年単位変形労働時間制の導入は適用可能なのですけれども、前提条件をクリアするのは困難だという内容だったと思うのです。北海道はいち早く条例改正に踏み切ったわけですが、事実上導入できないと、こういう市町村多いと思うのです。確認ですが、現時点では導入できない、そういう状況だ、現状だということで理解でよろしいですか。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 議員ご質問のとおり、北海道はいち早く導入いたしました。赤平市として

はさきにお答えしたとおり導入できる現状にはありませんので、導入につきましては現時点において全く考えてはおりません。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 現時点で全く考えていないということが確認できました。

以上で質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午後 0時12分 休憩）

（午後 0時13分 再開）

○議長（竹村恵一君） 再開いたします。

先ほど北市議員の一般質問時に市長の答弁の中で文言の訂正の申入れがありましたので、市長から訂正を発言していただきます。

市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） 先ほどの北市議員のご質問にございました件名1、市長の政治姿勢について、項目3、赤平市の産業等の支援についての中で前段のところAコープ赤平店の閉店についての答弁させていただきましたが、この中で私のほうからは令和元年1月末での閉店というふうに発言申し上げましたけれども、正しくは令和2年1月末での閉店となったところでございますので、訂正のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 続きまして、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明日10日から16日までの7日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日10日から16日までの7日間休会することに決しました。

○議長（竹村恵一君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。委員長に御家瀬議員、副委員長に東議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時15分 散 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)